

1. 事業説明シート

事業名	急傾斜地崩壊対策事業[急傾斜地崩壊対策事業 (国補)]	事業箇所	南巨摩郡身延町下部	地区名	横道の2 (ヨコミチノニ)	事業主体	山梨県
-----	-----------------------------	------	-----------	-----	---------------	------	-----

(1) 事業の概要

①課題・背景
 横道の2地区は、山梨県南部の南巨摩郡身延町に位置する急傾斜地であり、平成21年2月23日には土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている。
 当該斜面は、平均斜面高32m、平均勾配38度の急傾斜地で、保全対象には、人家7戸、しもべ病院 (要配慮者利用施設) があり、当該斜面が崩壊した場合、人命に影響ある災害が発生する可能性があるため、事業の実施が急務である。

②整備目標・効果

□主要目標 ○崖崩れ被害の防止

- ・災害実績：無
- ・保全対象：人家7戸、しもべ病院 (要配慮者利用施設 (換算人家数 94/3=31戸))
- 町道L=240m 38戸>5戸以上※
- ・重要公共施設の有無：無

□副次目標 -

□副次効果 -

(2) 整備内容

①整備内容 崩壊土砂防止柵工 L=136m 吹付砕工 A=2,900m²

②着手年度 令和2年度 **③完成見込年度** 令和9年度

④総事業費 約200百万円 (国費95百万円 (4.75/10) 県費95百万円 (4.75/10) 負担金10百万円 (0.5/10))

⑤年度別の整備内容 (事業費)

令和2年度	詳細設計・用地測量	15百万円
令和3年度	用地取得・工作物補償、崩壊土砂防止柵工	30百万円
令和4年度	崩壊土砂防止柵工	30百万円
令和5年度	崩壊土砂防止柵工	30百万円
令和6年度	崩壊土砂防止柵工	30百万円
令和7年度	吹付砕工	25百万円
令和8年度以降	吹付砕工	40百万円

※記載内容は見込みであり、確定したものではない。

⑥既整備内容・期間・事業費

なし

(3) 事業の妥当性評価 妥当 妥当でない

①公共関与の妥当性 (行政が行うべき事業か)

急傾斜地法第12条により、行政が行うことが妥当。

②事業執行主体の妥当性 (県が行うべきか)

急傾斜地法第12条により、行政が行うことが妥当。

③経済妥当性

総事業費	200 百万円	工期	R2~R9	基準年	R1
経済効率性	費用	175 百万円	便益	738 百万円	
	建設費	175 百万円	一般資産被害	225 百万円	
	維持管理費	百万円	公共土木施設等被害	359 百万円	
			人身被害	154 百万円	
			その他※	百万円	
B/C			4.2		

費用便益比 (B/C) は1.0を超えており、経済効率性は確保されている。

④事業実施・規模の妥当性

地形状況を考慮し、必要最低限の規模とした。

⑤整備手法の有効性

地形・地質状況から最も効果的・経済的な工法とした。

⑥環境負荷等への配慮

環境負荷の少ない工法を採用する。

⑦事業計画の熟度

地元要望に基づいており、町から受益者負担金の同意は得られている。

総合評価 [貢献度ランク：b]



2. 添付資料シート

